

香川県デジタル化推進戦略委員設置要綱

(設置)

第1条 本県のデジタル化の推進について意見等を求めるため、香川県デジタル化推進戦略委員（以下「委員」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) かがわデジタル化推進戦略の企画・立案に関する提言、助言
- (2) かがわデジタル化推進戦略に掲げられた具体的施策等の推進、進捗管理に関する提言、助言
- (3) その他、デジタル化の推進に関する情報の収集、提供、助言

(委嘱)

第3条 委員は、デジタル化の推進に関する知見と豊富な経験、人脈を有する者のうちから知事が委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(謝金等)

第5条 香川県デジタル化推進戦略委員会議に参加する場合の謝金は、1回あたり9,000円とする。

2 その他については、別途協議のうえ決定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月13日から施行する。